

告 示

埼玉県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 神 山 佐 市

埼玉県監査委員 鈴 木 義 弘

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	衛生研究 所	平成 22 年 3 月 5 日 (第 2163 号)	<p>平成 20 年度検査用消耗品の購入に当たり、以下のよう な不適正な事務処理を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一括して数十万円分を購入した後、見積書・納品書・請求書を 10 万円未満に分割した。 2 12 月補正で予算化された事業について、歳出予算令達前から発注し、納品を受けたにもかかわらず、年度末まで請求・支払いを遅らせた。 3 年度を越えて納品された物品について、年度内に納入されたことにして支払いを行った。 4 見積書・納品書・請求書の日付を空欄にするよう業者に指示した。 	<p>再発防止のため、財務事務を担当する職員を集めた会議を開催して、埼玉県財務規則等関係法令及び支出事務の基本的手順を再確認した。</p> <p>さらに、出納総務課主催の財務研修に担当職員等 13 人を参加させ財務事務のスキルアップを図った。</p> <p>また、不適正処理防止のため、検査用消耗品の発注に当たり、各担当で反復継続的に必要となる消耗品や所としてまとめて購入できる消耗品については、契約方法としてすべて単価契約を導入した。</p> <p>また、確実に物品管理ができるように、組織的チェックが可能な在庫管理のシステムを整備した。</p>
教育局	自然の博 物館	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>次の業務委託契約において、指名競争入札としながら「競争入札参加資格者名簿」に登録されていない業者を指名したことは、不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第2・第3・特別収蔵庫燻蒸業務委託契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成20年度 (1,417,500円) (2) 平成21年度 (1,438,500円) 2 特別天然記念物カモシカ食害対策事業(特別調査)業務委託契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成20年度 (2,272,810円) (2) 平成21年度 (2,258,457円) 	<p>再発防止のため、指名競争入札を行う場合、競争入札参加資格者名簿に登録されている業者を指名するよう徹底し、平成22年度は、競争入札参加資格者名簿に登録されている業者を指名し、競争入札を実施した。</p>

1 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	福利課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>平成 20 年度に行った延べ 155 件、約 1,400 万円分の修繕のうち 140 件(約 900 万円分)は、入居者や修繕業者からの報告による検査であった。</p> <p>発注者である県の担当職員による現地確認を行わず、修繕費を支出したことは、不適切であった。</p> <p>また、19 年に策定した埼玉県教職員住宅管理計画に基づき今後も維持管理をする 26 の教職員住宅は、入居条件を緩和したにもかかわらず、21 年 4 月現在で 3 住宅が入居率 7 割未満、うち 1 住宅は入居率 2 割である。</p> <p>入居率の低い教職員住宅については、廃止又は集約を検討されたい。</p>	<p>修繕のうち県の担当職員が現地確認できないものを指定し、平成 21 年 10 月 6 日から建物管理業者に委託して検査を実施している。</p> <p>また、21 年 9 月に県立学校教職員へ入居案内を行い、2 住宅で入居率が向上したが、その後も入居率の低い住宅がある。25 年度までに行う予定であった教職員住宅管理計画の見直しを、前倒して 23 年度に行い、23 年 11 月までに入居率が低い住宅の廃止を含めた検討を行うこととした。</p>
総務部	浦和県税事務所	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>動産を差し押さえた場合には、差押動産・有価証券出納簿に記載することとなっている。平成 20 年度に差押動産の紛失事故が発生したことを受けて、税務局長名で各県税事務所長あてに通知を出し、管理の徹底を図ったにもかかわらず、21 年度の差押動産・有価証券出納簿に記載しなかったことは、不適切であった。</p>	<p>差押動産・有価証券出納簿に必要事項を記載するとともに、再発防止のため、納税部内の研修等で職員に対して改めて差押動産等の適正な管理の周知徹底を図った。</p>
総務部	自動車税事務所	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>証紙売払い代金の納入について、金額を記入していない納入通知書に公印を押印した上で、事前に証紙購入者に交付していた。</p> <p>このことは、平成 19 年度、20 年度の監査において、</p>	<p>交付した納入通知書は証紙購入者から速やかに回収し、今後は始動票札交付請求の都度、納入通知書を発行するよう改めた。</p> <p>また、平成 20 年度から施行した「証紙代金収納計器</p>

			適正執行するよう現場指導をしていたが、21年12月の職員予備監査時点でも是正されていなかったことは、不適切であった。	に係る始動票札の作成、交付等の事務処理に関する要領」について、相互牽制機能の観点から見直し一部改正をして、22年4月1日から施行した。
農林部	川越農林振興センター	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>平成21年1月に指名競争入札により発注した工事について、再度の入札に付しても落札者がなかった。このため、2月に設計内容を変更した上で、2件の工事に分割し、再度の入札に付し落札者がないことを理由に随意契約によって契約を締結した。</p> <p>しかし、地方自治法施行令第167条の2第2項では、再度の入札に付し落札者がなく随意契約とする場合は、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない」と規定されている。設計変更した2件の工事については、競争入札に付すべきであり、随意契約により締結したことは不適切である。</p> <p>20伊佐沼第102号樋管工事(9,100千円) 20伊佐沼第103号浚渫工事(6,240千円)</p>	<p>随意契約の適正な運用を図るため、職場会議等で地方自治法施行令及び埼玉県財務規則について、周知徹底を図った。</p> <p>また、随意契約による発注の際には、「建設工事における随意契約のガイドライン(総務部)」により、確認を行い、再発防止を図ることとした。</p>
教育局	スポーツ研修センター	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>昭和63年6月に取得した体力診断システム(取得価格11,500千円、パソコン、自転車エルゴメーター、各種測定機器など)17点のうち、パソコンなど4点を平成14年3月に廃棄した。しかし、他の13点は、15年7月に廃棄したと考えられるが、不用決定等必要な手続を取らなかった。</p>	<p>「県民の財産である物品を管理する」という意識を所内全体で共有するため所内会議で物品管理の重要性について職員全員に周知した。その際、所内の重要物品と備品の取得金額の合計を具体的な数字で示すなどして、意識啓発を行った。</p> <p>また、所内の物品管理が全体的に徹底されていないか</p>

			<p>また、重要物品等カードに14年3月廃棄の記載がされていなかった。</p> <p>これら備品の管理において、必要な手続がなされていなかったことは、不適切であった。</p>	<p>ったことが問題発生の要因であると考え、下記の措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1,000点以上保有する備品を備品出納簿だけでは把握しづらいため、データベース化し、備品の現況を把握しやすいようにした。 2 備品出納簿に記載された備品と現物の照合作業を実施した。 3 倉庫に保管されていた物品の確認及び整理作業を実施した。 4 著しく旧式化していた備品等を必要に応じて処分した。(平成22年4月から同年9月までに44点を処分した。)
教育局	蕨高校	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>平成21年4月に行政財産使用許可をした6件について、22年3月まで使用料(626,993円)の調定及び納入通知を行わなかったことは不適切であった。</p>	<p>行政財産使用許可後は速やかに調定及び納入通知を行うよう徹底した。</p> <p>平成21年4月に行政財産使用許可をした6件の使用料は22年3月15日までに完納された。</p> <p>また、22年度については、行政財産使用許可後、速やかに調定及び納入通知を行った。</p>
警察本部	深谷警察署、 吉川警察署	平成 22 年 7 月 27 日 (第 2204 号)	<p>平成20年度の深谷警察署及び21年度の吉川警察署の路側式道路標識補修工事(単価契約)において、単価契約の工事内容に対する理解が不十分であったため、発注書に記載した工事内容と、施工を指示した工事内容が異なっていた。</p> <p>施工しようとした工事と異なった発注書を作成した</p>	<p>工事内容に対する理解不足の解消と再発防止を図るため、関係職員に対して、路側式道路標識補修工事に係る工事内容について指導教養を実施するとともに、正確な発注書の作成と発注書に基づく厳格な履行確認を徹底した。</p>

			こと、及び発注書の内容と施工が異なっていたにもかかわらず履行確認を行ったことは、不適切であった。	
--	--	--	--	--